

【2024年5月8日発行】

■■ 人事労務マガジン／定例第164号 ■■

▽▼人事労務マガジン編集部からのお知らせ▲△

厚生労働省 X・Facebook は、厚生労働省の公式アカウントです。健康・医療、福祉・介護、雇用・労働、年金など、皆さまの暮らしを支える情報をお届けしているので、ぜひフォローしてください。

<厚生労働省公式 X>

<https://twitter.com/mhlwtwitter>

<厚生労働省公式 Facebook>

<https://www.facebook.com/mhlw.japan>

【目次】

1. 令和6年度 労働保険の年度更新期間は、6月3日から7月10日まで 窓口へ行かずに申告・電子納付ができます
2. 従業員の賃金アップと生産性の向上に取り組む事業主の皆さまへ 人材確保等支援助成金(人事評価改善等助成コース)の受け付けを再開しました
3. 「地域で活躍する中小企業の採用と定着 成功事例集」を作成しました
4. 新規大卒者等の採用を予定している事業主の皆さまへ 就職・採用活動の円滑な実施や学生が学業に専念できる環境づくりにご協力ください
5. 不妊治療と仕事の両立のためのマニュアル・ハンドブックをご活用ください

【トピック1】令和6年度 労働保険の年度更新期間は、6月3日から7月10日まで 窓口へ行かずに申告・電子納付ができます

労働保険は、毎年、前年度の確定保険料の申告・納付と新年度の概算保険料の申告・納付の手続き(年度更新)が必要です。

■令和6年度の年度更新期間は6月3日(月)から7月10日(水)までです。  
期間中にお近くの金融機関、または都道府県労働局、労働基準監督署で申告・納付手続きをお願いします。

※労働保険事務組合に労働保険の事務処理を委託している事業主の申告・納付手続きは、労働保険事務組合が行います。

■年度更新申告書の送付は事業主宛てに5月末頃送付します。

令和6年度は雇用保険率には改定がありませんが、労災保険率に改定があります。保険料率は、厚生労働省ウェブサイトの「労災保険・雇用保険の特徴」をご参照ください(※1)。また、年度更新申告書の書き方は、厚生労働省ウェブサイトの「労働保険徴収関係リーフレット一覧」をご参照いただくか、5月末頃に事業主宛てに送付する資料をご覧ください(※2)。

年度更新の申告書は、管轄の都道府県労働局や労働基準監督署への郵送または「電子申請(※3,4,5)」でも受け付けており、直接窓口へ出向くことなく申告することができます。

労働保険料などの納付は、電子納付や「口座振替(※6)」が便利です。

なお、年度更新期間内に申告・納付の手続きが困難な場合には、年度更新コールセンター(※7)までご相談ください。

※1 【労災保険率・雇用保険率はこちら】

労災保険・雇用保険の特徴(厚生労働省ウェブサイト)

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/roudouhokenpoint/index.html>

※2 【年度更新申告書の書き方はこちら】

労働保険徴収関係リーフレット一覧(厚生労働省ウェブサイト)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/hoken/gyousei/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/gyousei/index.html)

※3 【電子申請に関する情報はこちら】

労働保険関係手続きの電子申請について(厚生労働省ウェブサイト)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/hoken/denshi-shinsei.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/denshi-shinsei.html)

※4 電子申請には、電子証明書の取得、パソコンの利用環境の設定などが必要です。

令和4年度から「G ビズ ID アカウント」を利用して電子申請を行えるようになりました(「保険

関係成立届」などの一部手続きは除く)。

「G ビズ ID」とは、1つの ID/パスワードでさまざまな行政サービスの利用を可能とする認証システムで、「G ビズ ID アカウント」を利用する場合、電子証明書取得は不要です。「G ビズ ID アカウント」の作成方法は、下記の「G ビズ ID」のウェブサイト(※5)をご確認ください。

※5 【「G ビズ ID」はこちら】

gBizID へようこそ。

<https://gbiz-id.go.jp>

※6 令和 6 年度(全期・第 1 期分)の受け付けは終了しています。また、金融機関によっては取り扱いをしていない場合があります。

【口座振替についてはこちら】

労働保険料等の口座振替納付

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudou\\_kijun/hoken/hokenryou/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudou_kijun/hoken/hokenryou/index.html)

※7 【年度更新コールセンター】

お問い合わせ先電話番号:0120-405-082

開設期間:5月30日(木)~7月19日(金)

受付時間:9時~17時(土日祝日を除く)

※IP 電話・携帯電話からもご利用になれます。(通話料無料)

#### ■委託事業者のお知らせ

厚生労働省は、令和 6 年度の年度更新業務のうち、年度更新の申告書の審査業務などを民間事業者に委託して実施します。

6月10日(月)から9月30日(月)までの間、手続きいただいた年度更新の申告書について、各地域を担当する民間事業者から問い合わせを行う場合がありますので、あらかじめご了承ください。

#### 【委託事業者】

株式会社アセンサ:

北海道、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、山梨県、東京都、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

伊藤喜バストメイツ株式会社:

青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

【労働保険に関する情報はこちら】

労働保険の適用・徴収

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudou\\_kijun/hoken/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudou_kijun/hoken/index.html)

【最寄りの都道府県労働局はこちら】

都道府県労働局(労働基準監督署、公共職業安定所)所在地一覧

<https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/index.html>

-----  
【トピック2】従業員の賃金アップと生産性の向上に取り組む事業主の皆さまへ 人材確保等支援助成金(人事評価改善等助成コース)の受け付けを再開しました  
-----

都道府県労働局では、2022年4月1日から「人材確保等支援助成金(人事評価改善等助成コース)」の整備計画の受け付けを「休止」していましたが、支給申請までの期間短縮など、一部制度の見直しを図り、2024年4月1日から受け付けを再開しました。

この助成コースは、人材不足の解消を目的としています。生産性向上のための人事評価制度と賃金制度の整備により、生産性の向上、賃金アップ及び離職率の低下を図る事業主に対して助成します。

人材不足に悩まれている事業主の皆さまは、従業員の定着・離職防止を図り、新たな人材の確保に取り組むため、ぜひ、助成コースの活用をご検討ください。

【詳細はこちら】

リーフレット:人材確保等支援助成金(人事評価改善等助成コース)を活用してみませんか？

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/001237899.pdf>

人材確保等支援助成金(人事評価改善等助成コース)

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000199313.html>

【お問い合わせについてはこちら】

助成金のお問い合わせ先・申請先

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/toiawase2.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/toiawase2.html)

---

【トピック3】「地域で活躍する中小企業の採用と定着 成功事例集」を作成しました

---

人材確保の取り組みでお困りではないですか？

このたび「地域で活躍する中小企業の採用と定着 成功事例集」を作成しました。

採用や定着に成功している 20 社にヒアリングを行い、課題の解決に向けた各社の取り組みについて、事業戦略の転換や業務内容の見直し、働く環境の整備や採用活動の工夫など、さまざまな角度から掘り下げて紹介しています。

中小企業等で人材確保の取り組みを進める際に、ぜひご活用ください。

■「地域で活躍する中小企業の採用と定着 成功事例集」のポイント

- ・離島や過疎地域も含め、北海道から沖縄まで全国の事例をバランス良く収集
- ・医療介護、保育、建設、警備、運輸、製造、卸小売、飲食、宿泊、情報通信といったさまざまな業種の事例を収集
- ・取り組み内容を「事業戦略の転換」「業務の見直し」「誰もが活躍できる環境整備」「採用活動の工夫・多様化」の 4 つの観点から整理
- ・自社の悩みから事例を探ることが出来る「事例ナビ」も掲載

【詳細はこちら】

「地域で活躍する中小企業の採用と定着 成功事例集」を作成しました

～全国の各地域、多業種の中小企業を対象とした成功事例集～

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_38019.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_38019.html)

-----  
【トピック4】新規大卒者等の採用を予定している事業主の皆さまへ 就職・採用活動の円滑な実施や学生が学業に専念できる環境づくりにご協力ください  
-----

近年、学生の就職活動は、早期化・長期化の傾向にあり、就職・採用活動の開始日より前に実質的な採用選考活動が実施されるなどの事態が生じているほか、就職活動を行う学生に対するハラスメントが問題となっています。

こうした事態は学生の学業に専念する機会や、安心して就職活動に取り組める環境を大きく損ないます。

政府は4月16日、2026(令和8)年3月卒の新規大卒者等の就職・採用活動に関する要請を行いました。

今年度の要請では、専門活用型インターンシップを活用した新しい採用選考プロセスについても触れています。

ぜひご一読いただき、就職・採用活動の円滑な実施及び学生が学業に専念できる環境の確保へのご理解とご協力をお願いいたします。

■2025年(令和7)年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動に関する要請(内閣官房ウェブサイト)

[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/shushoku\\_katsudou\\_yousei/2025nendosotu/index.html](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/shushoku_katsudou_yousei/2025nendosotu/index.html)

■大学等卒業・修了予定者の就職・採用活動時期について(厚生労働省ウェブサイト)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000184189\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000184189_00002.html)

■専門活用型インターンシップを活用した採用選考プロセスに関するQ&A

<https://www.mhlw.go.jp/content/11800000/001173553.pdf>

■リーフレット「学生の職業選択の自由を侵害する「オウハラ」は行わないでください！！」

<https://www.mhlw.go.jp/content/11800000/001174797.pdf>

---

【トピック5】不妊治療と仕事の両立のためのマニュアル・ハンドブックをご活用ください

---

厚生労働省の調査によると、不妊治療と仕事との両立ができずに 11%の方が離職しています。また不妊治療(生殖補助医療)で生まれる子どもは 11.6 人に 1 人となっており、不妊治療の検査や治療を受けたことのある夫婦は 22.7%(約4.4組に 1 組)となっています。

働く方においては、テレワークとフレックスタイム制や短時間勤務制度とを組み合わせ、不妊治療と仕事との両立のために柔軟な働き方をされている方も見受けられます。

厚生労働省は、事業主・人事部門向けに「不妊治療を受けながら働き続ける職場づくりのためのマニュアル」と不妊治療を受ける方と職場で支える上司、同僚の皆さま向けに「不妊治療と仕事との両立サポートハンドブック」を作成しました。ご活用ください。

【詳細はこちら】

不妊治療と仕事との両立のために

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_14408.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14408.html)